

公 告

公告第54号
令和4年8月24日

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 本 間 宏 隆

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：石垣（R4）ボイラリース
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：沖縄県石垣市字平得大俣 陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）
- (4) 設置期限：令和5年2月28日（基準）
- (5) リース期間：（令和4年度リース期間：設置完了 ～ 令和5年3月31日）
（令和5年度リース期間：令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日）
（令和6年度リース期間：令和6年4月1日 ～ 令和6年5月31日）
（解 体 期 間：令和6年6月以降）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するもの。
※ 資格審査結果通知書（写）を令和4年9月16日（金）12時までに提出すること。（FAX、mail可）
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、入札及び契約心得を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae>）、陸上自衛隊那覇駐屯地

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊那覇駐屯地 1号隊舎 2F 共用会議室
- (2) 日 時：令和4年9月27日(火) 10時00分

6 落札決定方法

- (1) 予定総価（税抜き価格）（令和5年2月28日までの設置費用、令和5年3月1日から令和6年5月31日までのリース費用、令和6年6月以降の解体費用及び全期間に係る租税公課等関連費用の総価）が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、初度入札において郵便による入札参加者があった場合、再度入札は別示する。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 入札における消費税の取り扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札条件に違反した入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い入札
- (5) 電報による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 契約書等作成の要否

「駐屯地用標準契約書」の様式により令和4年度分を遅滞なく作成し提出すること。
(令和5年4月1日～令和5年5月31日までのリース期間及び令和5年6月以降の解体期間については、契約書とは別に覚書を作成する。)

10 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 入札書が代表者の代理の場合は、入札執行前に「委任状」を提出すること。
- (3) 郵便（手交含む）により入札に参加する場合は、令和4年9月26日（月）17時00分までに発送者の責により、契約担当官に必着すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「入札書在中」の旨を朱書きにより明記すること。また、手交については、入札時間前までに提出すること。
- (4) 入札書（配布用紙）と共に、入札金額の基となった積算価格内訳明細書(様式任意)を提出すること。
- (5) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (6) 入札及び契約条項に関する問い合わせ先
〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地
陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班 担当：足達
TEL 098-857-1155（内線2344）
FAX 098-857-1167（直通）
- (7) 仕様書等に関する問い合わせ先
陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊 管理科 営繕班 担当：西元
TEL 098-857-1155（内線2497）